



平成 29 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者  
(CEO) 江草康二  
(コード番号：4767 東証第一部)  
問合わせ先 執行役員管理本部長兼 CFO  
大谷 栄一  
T E L 03-5777-1888

### 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、I. 当社取締役に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項及び II, 当社子会社取締役に対し、ストックオプションとして発行する株式報酬型新株予約権の募集事項のそれぞれを下記のとおり決議致しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 当社取締役(以下「対象者」という。)に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)発行にかかる募集事項

##### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社がかねてから取締役に対し、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び業績向上への意欲と士気を高めるため、株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権（以下「株式報酬型ストックオプション」という。）を割り当てておりましたが、今般当社の取締役 3 名に対し株式報酬型ストックオプションを次の要領で割り当てるものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の銘柄

株式会社テー・オー・ダブリュー第11回新株予約権

- (2) 新株予約権の割当を受ける者及びその人数及び割当を受ける新株予約権の数  
当社取締役3名に合計2,740個を割り当てる。その内訳は以下の通り。

代表取締役	江草 康二	1,300 個
取締役	村津 憲一	920 個
取締役	小杉 穂高	520 個

- (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式27万4,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

- (4) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は2,740個とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、(3)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

- (5) 新株予約権の発行の際の払込金額

新株予約権1個の発行の対価として当社に払い込む金額（以下「払込金額」という。）は、下記のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）とする。ただし、新株予約権の発行にかかる払込金額の払い込みに代えて、会社法第246条第2項の規定に基づき、対象者が当社に対して有する報酬債権と相殺することとするため、金銭の払い込みを要しないものとする。

$$C = Se^{-qT}N(d1) - Xe^{-rT}N(d2)$$

ここで、

$$d1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d2 = d1 - \sigma\sqrt{T}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（ $C$ ）
- ② 株価（ $S$ ）：平成29年10月13日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（ $X$ ）：（募集新株予約権を行使することによって交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額：1円）
- ④ 予想残存期間（ $T$ ）：5年10カ月

- ⑤ 株価変動性 ( $\sigma$ ) 平成 23 年 12 月 14 日から平成 29 年 10 月 13 日までの各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
  - ⑥ 無リスクの利子率 ( $r$ ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
  - ⑦ 配当利回り ( $q$ ) : 1 株当たりの配当金 (27 円)  $\div$  上記②に定める株価
  - ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(d)$ )
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたり 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
- (7) 新株予約権の権利行使期間  
平成 35 年 7 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日 (行使期間の最終日が銀行休業日である場合はその前銀行営業日) まで
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 行使期間の開始日において、対象者が当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由の有る場合にはこの限りではない。
  - ② 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い (報酬請求権との相殺による) を完了していることを要する。
  - ③ 平成 34 年 6 月期における当社の連結経常利益が 25 億円以上であることを要する。(平成 34 年 6 月期より以前の決算期の業績は問わない。)
  - ④ 対象者は平成 35 年 6 月期の決算発表が行なわれた後においてのみ新株予約権の行使ができる。
  - ⑤ 行使期間の開始日以後において対象者が当社または当社子会社の取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後新株予約権の行使ができる。
  - ⑥ 新株予約権の質入その他の処分はできない。
  - ⑦ 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合 (対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第 423 条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。) または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。
  - ⑧ 新株予約権に関するその他の細目については、当社と個別の対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により定めることとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 とし、計算の結果

生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。)、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ④ 当社による新株予約権の取得に関するその他の事項については、新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、前号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権

(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第(3)号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第(7)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(7)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第(9)号に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

第(8)号に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得に関する事項

第(10)号に準じて決定する。

⑨ 譲渡による新株予約権の取得

第(11)号に準じて決定する。

(14) 新株予約権の割当日

平成29年10月13日

(15) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

## II. 当社子会社取締役(以下「対象者」という。)に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)発行にかかる募集事項

### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

役員報酬と業績とを連動させ、株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高める目的を、当社子会社の取締役に共有させるため、第41期定時株主総会における新株予約権の募集事項の決定の取締役会への委任にかかる第6号議案の承認決議に基づき、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブの取締役1名に対し、株式報酬型ストックオプションを次の要領で割り当てるものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の銘柄

株式会社ティー・オー・ダブリュー第12回新株予約権

#### (2) 新株予約権の割当を受ける者及びその人数及び割当を受ける新株予約権の数

当社子会社代表取締役社長小林雄二1名に対して260個を割り当てる。

#### (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式2万6,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

#### (4) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は260個とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、(3)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

#### (5) 新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

#### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

#### (7) 新株予約権の権利行使期間

平成35年7月1日から平成36年3月31日（行使期間の最終日が銀行休業日である場合はその前銀行営業日）まで

#### (8) 新株予約権の行使の条件

- ① 平成 35 年 7 月 1 日の時点において対象者が当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
  - ② 平成 34 年 6 月期における当社の連結経常利益が 25 億円以上であることを要する。  
(平成 34 年 6 月期より以前の決算期の業績は問わない。)
  - ③ 対象者は平成 35 年 6 月期の決算発表が行なわれた後においてのみ新株予約権の行使ができる。
  - ④ 行使期間の開始日以後において対象者が当社又は当社子会社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後新株予約権の行使ができる。
  - ⑤ 新株予約権の質入その他の処分はできない。
  - ⑥ 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合（対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第 423 条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。
  - ⑦ 新株予約権に関するその他の細目については、当社と個別の対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により定めることとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
  - ② 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について

当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

- ③ 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ④ 当社による新株予約権の取得に関するその他の事項については、新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、前号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数



組織再編行為の条件等を勘案の上、第(3)号に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第(7)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(7)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第(9)号に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件  
第(8)号に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の取得に関する事項  
第(10)号に準じて決定する。
- ⑨ 譲渡による新株予約権の取得  
第(11)号に準じて決定する。

(14) 新株予約権の割当日

平成29年10月13日

(15) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

以 上